

大規模集客施設の適正立地に係る検討

1 現行の大規模集客施設立地方針

- 県では、大規模集客施設の立地の適正化を図るため、平成19年11月に「大規模集客施設の立地に関する方針」を策定。
 - ・ 立地計画の早期届出等
対象は床面積1万㎡超の大規模集客施設
 - ・ 地域貢献活動の促進
対象は床面積1万㎡超の大規模集客施設の内、店舗面積5千㎡超の小売店舗

2 検討の必要性

- 最近では、床面積1万㎡を超える規模の立地計画は少なくなっており、今後は1万㎡以下の施設が増加していくことが予想。



本県では、自動車への依存度が高く、1万㎡以下の施設でも住民生活やまちづくりに影響を及ぼす可能性がある。

- 既に開店した大型店では、現行の立地方針に基づき作成された地域貢献計画に沿って、地域づくりへの協力を積極的に取り組んでいる。



1万㎡以下の大型店についても地域社会との連携を広げていくことが必要。

3 研究会の設置

- 大規模集客施設の適正立地に係る研究会を立ち上げ、対象施設の規模の引き下げを含め、今後の適正な立地の在り方について検討。

《研究会の内容》

◆構成 10名（有識者、商工団体、大型店、消費者等）

◆期間 平成21年8月～11月

大規模小売店舗立地法の特例区域の指定

1 中心市街地活性化基本計画と特例区域の指定

甲府市は中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣から中心市街地活性化基本計画の認定を受けた。（平成20年11月11日）

県は認定された基本計画区域内に同法第36条第1項に基づき「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」を指定することが可能。

2 第一種特例区域

特例区域内では、大型店（店舗面積1,000㎡超）の出店や増床等に際して、その8ヶ月前までに必要な県への届出などが不要。

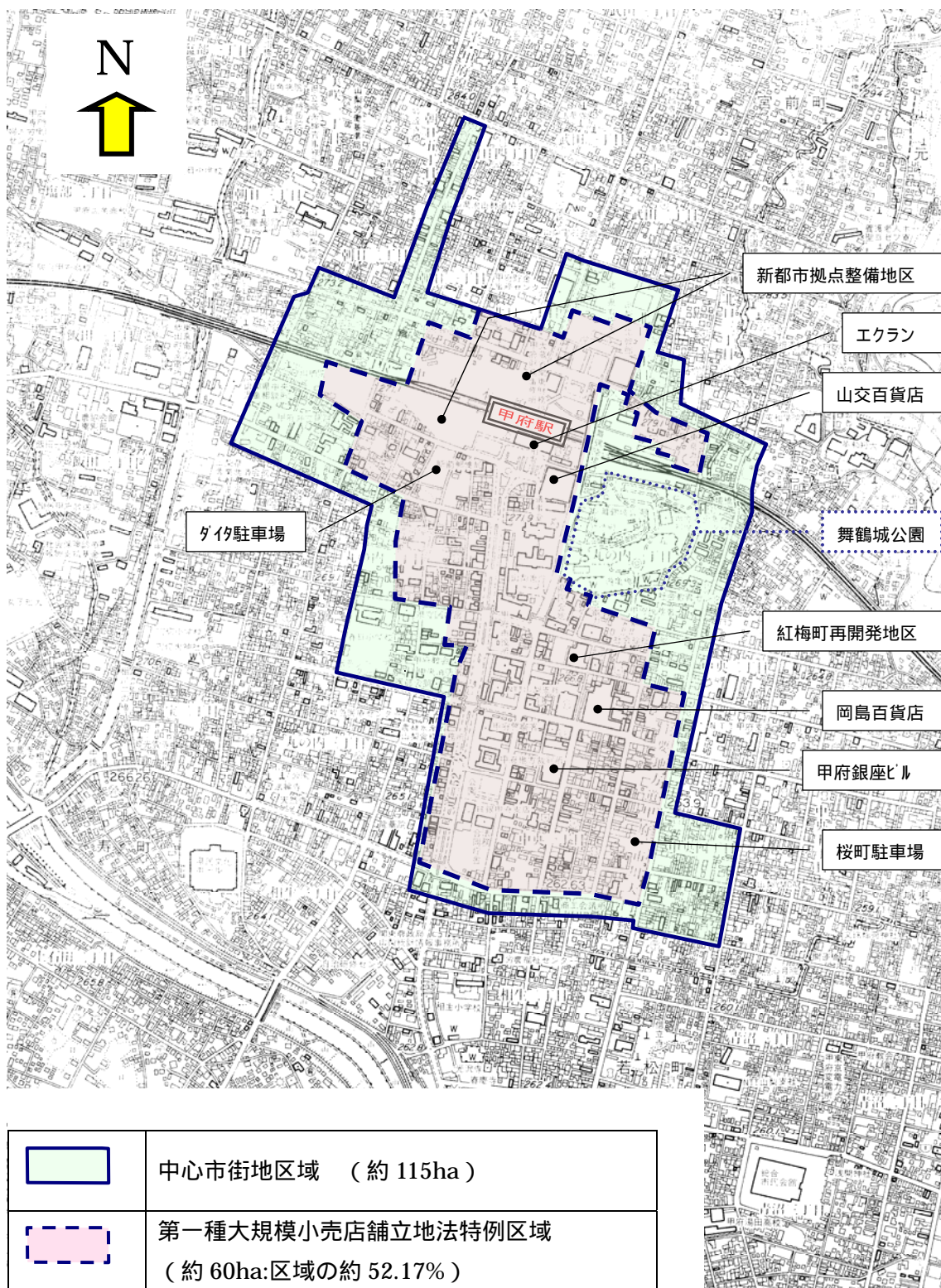
大型店設置者は、大規模小売店舗立地法の手続きが省略でき、準備期間の短縮やコスト削減などにより迅速な出店が可能。

3 特例区域の指定

・ 甲府市からの指定要請 平成21年3月23日

・ 特例区域の指定 平成21年6月29日

甲府市第一種大規模小売店舗立地法特例区域図



《指定した特例区域の範囲》

甲府市朝日一丁目、二丁目、北口一丁目から三丁目、宝一丁目、丸の内一丁目から三丁目、中央一丁目、二丁目、四丁目の範囲内の約 60ha